

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく 社会福祉法人高知県福祉事業財団行動計画

女性が活躍でき、職員が仕事と子育てを両立させることができる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日まで

2. 内容

目標1 (次世代育成)	産前産後休暇や育児休暇、介護休暇、育児休業 給付金などの制度の周知や情報提供を行う。
----------------	---

<取組内容>

令和7年5月～ 育児休業法改正に伴う柔軟な働き方を講じるために事業主が選択する措置を決定するために、労働者の代表者等からの意見聴取を行う。

令和7年10月～ 柔軟な働き方を講じるための措置、育児・介護休業法の改正内容や制度の周知、及び対象労働者に対する意向確認を実施する。

目標2 (女性活躍)	管理・監督職に占める女性職員の割合を60% 以上にする。
---------------	---------------------------------

<取組内容>

令和7年10月～ 職員の面談等を通じて、管理・監督職への登用を検討する。

【女性の活躍の現状に関する情報公表】

管理職に占める女性の割合・・・29% (令和7年4月1日現在)

※管理・監督職に占める女性の割合・・・53% (同上)